

(物品用)

稲契第

号

請書

令和 年 月 日

内容調査済

稲 城 市 長 殿

住 所
商号 (名称)
代 表 者

印

件 名

金 額

	拾	万	千	百	拾	円
--	---	---	---	---	---	---

課 税 事業者	うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 ¥
免税事業者	

内 訳

品名 (規格等)	数量	単位	単価	金額
合計 (税抜)				

納 入 期 限 令和 年 月 日

納 入 場 所

上記の案件について、下記及び裏面並びに別添の条件をもってお請けいたします。

- 本件目的物は、全て買受人の指示に従い、遅滞なく納入場所に納入する。
- 本件目的物を納入するうえにおいて当然必要なものは、仕様書等に明示されていない事項であっても、買受人の指示に従い自己の負担で行う。
- 代金の請求は、本件目的物の納入及び検査合格後に行うものとし、代金の支払は、請求日から30日以内とする。
- 本件目的物の品質不良、変質、数量の不足その他の隠れた瑕疵について、特別な場合を除き、納品後1年間その補修、引換え若しくは補足又は損害賠償の責めを負う。
- 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解約又は解除されても異議はない。
 - 正当な理由なく、業務に着手しないとき。
 - 納入期限内に完了しない、又は完了の見込みがないとき。
 - 契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。

- 6 5に定めるところによりこの契約を解約又は解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する金員を、買受人の指定する期間内に違約金として支払う。
- 7 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）及び暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議はない。
 - （1）役員（売渡人が個人である場合は当該個人、法人である場合は当該法人の代表者及び役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）若しくは使用人が暴力団員であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - （2）役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - （3）役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。
 - （4）役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - （5）役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。
- 8 7の各号のいずれかに該当したときは、買受人が契約を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の10分の1に相当する金員を買受人の指定する期間内に支払う。
- 9 天災その他の不可抗力により本件目的物を納入できない、又は納入の見込みがなく、納入期限を延長しなければならないときは、その事由を詳記して期間内に届け出る。この場合において、その事由が客観的に正当と認められないときは、8に定める遅延違約金を支払う。
- 10 9以外で売渡人の責めに帰すべき事由により、納入期限内に本件目的物を納入できないときは、遅延日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める遅延利息の率を乗じて得た金員を、遅延違約金として支払う。
- 11 本件目的物の引渡しは、買受人の検査に合格した時点をもって完了とする。
- 12 この契約の履行に際し知り得た秘密は、第三者に一切漏洩しない。
- 13 この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、あらかじめ買受人の承諾を得る。
- 14 この契約の履行に関し事故の生じた場合、直ちに買受人にその旨を報告する。
- 15 本書及び仕様書に定めのない事項については、必要に応じて買受人と協議して定める。
- 16 本件の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、各都道府県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を用いる。

なお、この適合の確認のために当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められたときは、速やかにこれらを提示又は提出する。